

川崎市市税事務所税務担当課連絡調整会議運営要綱

(目的及び設置)

第1条 市税事務所及び市税分室の税務事務の執行に関し、懸案諸問題を協議し、併せて税務担当課相互の連絡調整を行うことによって、適正かつ円滑な税務事務の運営を図るため、市税事務所に市税事務所税務担当課連絡調整会議(以下「会議」という。)を置く。

(構成)

第2条 会議は、市民税課長(市税分室市民税担当課長)、資産税課長(市税分室資産税担当課長)、納税課長(市税分室納税担当課長)及び法人課税課長(かわさき市税事務所に限る。)並びに各課庶務担当係長をもって構成する。

(会議)

第3条 会議は、市民税課長が主宰する。

- 2 会議は、毎月1回定期的に開催する。ただし、特別の事情があるときは、これを変更し、又は臨時に開催することができる。
- 3 市民税課長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(協議事項)

第4条 会議は、税務事務に関して、情報交換及び連絡調整を図るほか、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 翌月の税務事務の実施計画に関すること。
- (2) 事務処理の進捗状況に関すること。
- (3) 懸案事項の処理の進捗状況に関すること。
- (4) 市税事務所長(以下「所長」という。)が協議を指示する事項に関すること。
- (5) その他協議を必要とする事項に関すること。

(議題の提出)

第5条 各課長(担当課長)は、会議に提出しようとする議題があるときは、あらかじめ資料を添えて市民税課長に提出するものとする。

(会議の記録等)

第6条 市民税課長は、会議の結果を記録し、5年間保存しなければならない。

(会議の報告)

第7条 市民税課長は、会議において協議した事項のうち、必要と認める事項をすみやかに所長に報告する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民税課管理係において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市民税課長を中心として協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成11年4月6日川財税第16号）

この要領は、平成11年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成13年4月19日川財税第19号）抄
（適用）

1 この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 一部改正（平成17年3月31日川財税第1156号）抄
（施行期日）

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成18年3月31日川財税第1337号）抄
（施行期日）

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 一部改正（平成23年10月24日川財税第904号）抄
（施行期日）

1 この要領は、川崎市市税事務所条例（平成23年川崎市条例第17号）施行の日から施行する。